兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。 掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●三木市

| No. | 行政サービス等の内容 | 受理証明書の提示等 | | 問い合わせ先 | | 備考 |
|-----|---------------------|-----------|----|--------|--------------|----------------------------------|
| | | 必要 | 不要 | 担当課 | 電話番号 | V用"与 |
| 1 | 母子健康手帳の交付等 | | 0 | 健康増進課 | 0794-86-0900 | |
| 2 | 産前サポート プレママ★クラスへの参加 | | 0 | 健康増進課 | 0794-86-0900 | |
| 3 | 認定こども園、保育所等の申込み | | 0 | 教育·保育課 | 0494-89-2472 | |
| 4 | 住民票における「縁故者」の続柄使用 | 0 | | 市民課 | 0794-89-2341 | |
| 5 | 災害見舞金の申請のうち死亡弔慰金の支給 | 0 | | 危機管理課 | 0794-89-2312 | |
| 6 | 犯罪被害者見舞金の申請 | 0 | | 生活環境課 | 0794-89-2344 | |
| 7 | トカイナカ三木☆新生活応援事業 | 0 | | 縁結び課 | 0794-82-3030 | 三木で新生活を始める若者世帯に最 大100万円の補助金支給 |